

写



別紙様式第2号（第3関係）

令和2年4月23日

奈良市議会議長 森 田 一 成 様

回答者 消防局長 西 岡 光 浩



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	市政運営について 1、消防局における新型コロナウイルス感染症対策について
回答内容	1、消防局における新型コロナウイルス感染症対策について 救急活動における感染予防対策については、国より示されている「救急隊の感染防止対策マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症への対応について」の通知等により、標準的感染予防策などを確実に実施した感染対策をとることとなっております。新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法における感染症の分類では、二類感染症相当とされており飛沫感染及び接触感染に対する対策が必要となります。消防局が使用している感染防止衣は、これらの感染防止を図ることができるものです。奈良市消防局では、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、飛沫感染及び接触感染の防止対策を確実に実施することを徹底し、感染防止衣の上下、ゴーグル、マスク及び手袋を装着し対応しております。しかしながら情勢は進展しており当該感染症は症状が無くとも罹患している事例が多数報告されていることから、すべて

令 - 2.4.23 和

の救急現場における感染対策として、質問票でご指摘のとおり疑い例として対応を徹底する必要性があると考えます。

感染防止衣の備蓄状況は、約1,300着で、現在、1,000着の追加調達をしておりますが、この備蓄量で1事案毎に感染防止衣を廃棄することでの対応は困難な状況であります。また、年間2万件の救急事案毎に廃棄することは、経費的にも調達は困難であると考えられます。他の感染防止衣について検討したところ、1事案毎に消毒し再使用するリユースタイプの感染防止衣を使用することで当該感染症対策に対して対応可能であり、費用対効果についても検討したところ奈良市消防局としてリユースタイプの感染防止衣を導入する方針とし、実現に向けての調整を進めています。なお、当該感染症の収束後につきましても奈良市消防局の感染予防策として継続してまいります。

次に防護服の備蓄状況は、18着で、現在76着を発注しております。この防護服は、一類感染症の空気感染に対応可能であり、新型コロナウイルス感染症の対応として特に必要とするものではありません。

次に、救急隊員等がその公務により新型コロナウイルス感染症に罹患した場合においての公務災害認定請求についてですが、地方公務員の災害補償制度は、被災職員からの請求に基づいて基金が必要な補償を行う「請求主義」をとっていることから、被災職員が基金への認定請求を希望した場合は、消防局として事実の調査、書類の調整等を行い、当該、定められた手続により所属及び任命権者を経由して請求することになります。

(担当部局：消防局 総務課、消防局 救急課)

受理日 令和2年4月23日